

第4章 分野別計画

<まちづくりの基本目標 6>

市民の視点に立った行政運営を行うまち

<目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」>

- 市民・市民活動団体⁶⁵・企業・行政がそれぞれの役割分担を行いながら、「おかげさま・おたがいさま」の気持ちでまちづくりについて考え、実践することで、協働のまちづくりが進んでいます。
- 「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、まちづくり推進協議会⁶⁶が活発に活動し、それぞれの地域の個性や魅力を活かしたまちづくりが行われています。
- 分かりやすい情報提供、市民ニーズに迅速・的確に対応できるフットワークの良い組織で、市民に信頼される市役所になっています。
- 自治体の壁を越えた住民同士の交流をきっかけに、域内の一体感が高まり、住民同士の往来やイベントが盛んに行われています。

<現状と課題>

- 今日、少子高齢化や核家族化、都市化の進展などの急激な社会変化に伴い、市民ニーズが多種多様化しています。また、これまでの自治会や地域団体には、担い手不足や構成員の減少による活動の停滞が見られ、地域課題に対応できない状況が生まれています。地域住民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動をより活性化するため、まちづくり推進協議会への支援・連携が求められています。
- 協働のパートナーであるNPO⁶⁷・ボランティア団体は徐々に増加しているものの、団体の多くは組織基盤が脆弱で他の団体との結びつきがまだ弱い状況です。このことから、今後NPO・ボランティア団体の育成・支援を行うとともに、市民活動団体間のネットワークを強化する必要があります。
- 急速に発展する高度情報社会に対応して、行政情報化による質の高い行政サービスの提供を図るため、電子自治体⁶⁸の構築に向けた取組を計画的に推進することが求められています。また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）⁶⁹の導入により、市民への行政サービスの向上、行政事務の効率化を推進する必要があります。
- 限られた行財政資源の中で、市民ニーズを的確にとらえた質の高い行政サービスが求められていることから、透明性が高く、効率的な行政運営のもと、市民の視点に立った行政運営を進めていく必要があります。

65 市民活動団体：自治会やPTAなど、居住地域の市民が参加し、当該地域の課題に対する活動を行う組織である地縁的団体と、ボランティア団体やNPO法人など、有志が参加し、特定のテーマに特化した活動を行う志縁的団体の総称

66 まちづくり推進協議会：まちづくりの主体である地区住民が一致協力し、「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、地区におけるまちづくりの立案や活動を展開していくための組織

67 NPO：NonProfit Organizationの略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称

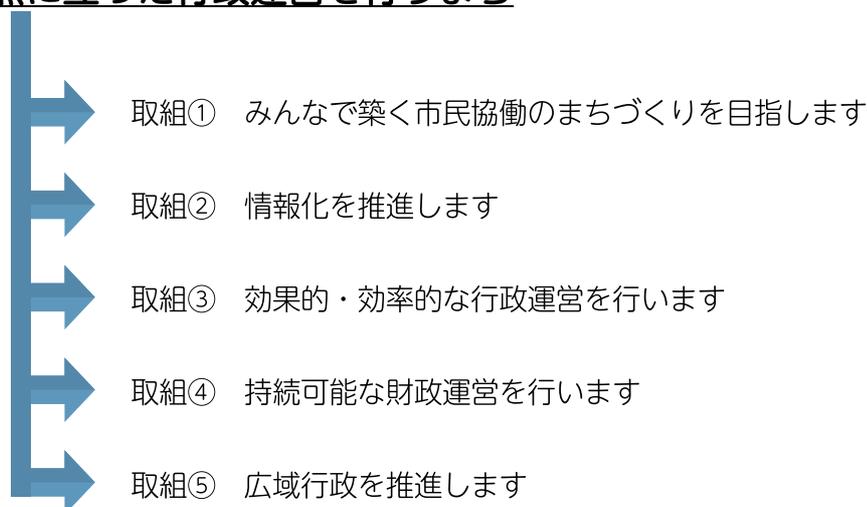
68 電子自治体：ICT（情報通信技術）を行政のあらゆる分野に活用し、住民サービスの向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な行政運営を実現する自治体のこと

69 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）：複数の機関に存在する個人の情報を同一人物の情報であるということの確認を行うための基盤整備であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する制度

- 人口増加、雇用・所得環境の改善などにより、税収の伸びが期待されるものの、扶助費や補助費などは高い水準にあり、老朽化している公共施設の維持、改修や新たな事業への対応など、財政運営は厳しい状況にあります。このことから、安定した財政基盤の確立と財源配分の重点化、効率化を図り、財源の最適配分等による健全な財政運営が求められています。
- 交通網や情報通信網の発達に伴い、市民の日常生活圏や経済圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、広域的な行政間の交流がますます重要になっています。このことから、周辺自治体との連携を図りながら、域内住民の暮らしの満足度を高めるための広域行政の推進が求められています。

<まちづくりの基本目標 6>

市民の視点に立った行政運営を行うまち



第4章 分野別計画

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 1 みんなで築く市民協働のまちづくりを目指します>

【取組担当課】

情報管理課、市民協働推進課、建設課、議会事務局

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

「おかげさま・おたがいさま」の気持ちを大切に、地域活動や市民活動に積極的に参加する住民の輪が広がり、様々な地域活動や市民活動が展開されています。

【取組の方針】

分権型社会が進展する中、地方自治体には自己決定・自己責任による個性ある・魅力あるまちづくりが求められています。

ー私たちの好きなまちは私たちでつくろうー

今後のまちづくりは、市民一人ひとりが鳥栖市を担う一員であるという認識を持って、市民・市民活動団体・企業・行政が情報と地域課題を共有し、それぞれの役割、責任を明らかにして、知恵を出し合いながらその解決を図っていくパートナーシップによる市民参加型・市民協働型のまちづくりを進めるとともに、市民活動の中心を担う中間支援組織等の活動を支援します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・常に市政に対する関心を持ちます。
- ・地域活動や市民活動へ主体的、積極的に参加します。

事業者の役割

- ・地域の一員として社会貢献活動やまちづくりに積極的に参画します。

市民活動団体の役割

- ・自主、自立による活動の下に、地域や他の活動団体と協働・連携することで活動を活性化させます。

行政の役割

- ・市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。
- ・市民との情報の共有化を推進するために、徹底した、分かりやすい市政情報の発信に取り組めます。

【関連する個別計画】

市民協働指針、地域づくり基本構想

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
まちづくり活動に関する情報の共有を図ります	開かれた行政の実現を図るため、市報やホームページ等を活用し、分かりやすく、的確かつ迅速な市政情報の提供を行い、市民との情報共有を図ります。
市民の声を広く聴く機会の充実を図ります	市民のニーズ等を的確に把握し、各種計画等に反映させるため、関係団体とのヒアリングやアンケート調査、パブリック・コメント ⁷⁰ 、市長と語るふれあいトークンなど、あらゆる場面で市民が市政や行政サービスに対し意見・提案を寄せることができる場・機会の充実を図ります。
まちづくり推進協議会の取組を推進します	地域住民が自主的、主体的に取り組むまちづくり活動をより活性化させるため、まちづくり推進協議会への側面的支援を行い、連携を図ります。
市民協働のまちづくりを進めます	市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、協働のパートナーとなる市民活動団体の育成・支援やコーディネートとす市民活動センター ⁷¹ の強化及び連携を図ります。また、各地区に設置しているまちづくり推進センターの事業の充実を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
とす市民活動センター利用者数	14,484人	17,500人
市民活動ガイドブック登録団体数	97団体	125団体
議会ホームページアクセス件数	1,625件/月	2,400件/月
道路里親制度参加団体数	16団体	22団体
まちづくり活動の担い手育成に関する講座数	0講座	8講座

70 パブリック・コメント：政策などを決定する過程において、その案を広く市民に公表して、意見や情報を募集し、提出された意見や情報に対する行政の考え方を公表する一連の手続きのことで通称「パブコメ」とも呼ばれる。

71 とす市民活動センター：NPO、ボランティア活動を実践している人、これから市民活動をはじめようとしている人が、集い、情報交換し、活動を行うための拠点。通称「クローバー」

第4章 分野別計画

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 2 情報化を推進します>

【取組担当課】

情報管理課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

ICT（情報通信技術）の活用により地域活動が活性化し、行政サービスが向上しています。

【取組の方針】

市民生活や市民活動、企業活動にICTが浸透し、様々な情報をだれもが容易に利用したり、発信したりすることができるようになり、経済活動や市民生活などに大きな変化をもたらしています。

鳥栖市でも、急速に発展する高度情報社会に対応して、より一層の利便性の向上や強固なセキュリティの確保など、高度で安定した情報社会の構築が求められています。このため、電子自治体の構築等を図り、情報化の推進により住民サービスの質を高めるなど、高度情報化の恩恵をいつでも、どこでも、だれでも受けることができる環境づくりを推進します。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入を契機として、市民への行政サービスの向上、行政事務の効率化を推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・行政からのインターネットによる情報提供サービスを積極的に利活用して意見を市政に反映するなど、行政へ積極的に参加しています。

事業者の役割

- ・ICTを活用して、新たな地域サービスと就業形態を創出しています。
- ・ICTを活用し、電子自治体構築等に向けた効果的な事業の提案を行います。

行政の役割

- ・インターネットの特長を活かし、市民生活に関係するサービスを時間や場所に関係なく、分かりやすく提供します。
- ・電子自治体の実現に向けた取組を進めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市情報化推進計画⁷²

⁷² 鳥栖市情報化推進計画：ICTの急速な進展や、少子高齢化の進行などによる社会情勢の変化に的確に対応し、総合計画に掲げる将来都市像の実現をICTの視点から支えるための計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
情報化の推進を図ります	ICTを活用して、情報資産を市民と行政が共有することにより、新たなサービスの展開を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
情報化推進計画の進捗率	82%*	85%*

※現状値は平成23年度～27年度の計画に対する進捗率で、目標値については、平成28年度～32年度の計画に対する進捗率

第4章 分野別計画

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 3 効果的・効率的な行政運営を行います>

【取組担当課】

総務課、総合政策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市役所の仕事のやり方を変えて、良くしていくことで、市民ニーズに応じた効果的・効率的な行政運営が行われています。

【取組の方針】

多様な市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを効率的・持続的に提供するため、ヒト・モノ・カネ・情報等のあらゆる面で経営の視点を持った行政運営が必要です。限られた行財政資源の中で、市民ニーズを的確にとらえた質の高い行政サービスを提供していくためには、透明性の高い行政運営を図るとともに、効率的な行政運営のもと、職員の人材育成・資質の向上に努め、市民の視点に立った行政運営を進めていきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・行政運営に関心を持って、意見を述べます。

事業者の役割

- ・行政運営に関心を持って、意見を述べます。

行政の役割

- ・常に行政運営の在り方を検討し、効率的な行政運営を行います。
- ・様々な行政課題等に的確に対応できる人材を育成します。

【関連する個別計画】

人材育成基本方針、職員研修基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
成果重視の行政運営の実現を図ります	組織目標を設定し、課題解決を行うことで、経営管理機能の強化を図ります。
行政改革を進めます	常に行政の在り方について検討を行い、その時々に応じた行政改革を推進し、市民が満足できる行政運営を目指します。
組織・人材の活性化を図ります	組織機構の見直しにより、組織の活性化を図るとともに、より効果的な職員研修及び人事評価により、職員の人材育成を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
職員研修受講者数	883人	1,000人

第4章 分野別計画

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 4 持続可能な財政運営を行います>

【取組担当課】

財政課、契約管財課、総合政策課、税務課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

将来にわたり持続可能な財政運営が行われています。

【取組の方針】

我が国の経済は緩やかな回復基調にあるとされていますが、消費税率を引き上げた際の駆け込み需要への反動、海外景気の下振れリスク、為替変動の景気への影響など、景気動向については、引き続き注視していく必要があります。

鳥栖市においては、人口増、雇用・所得環境の改善などにより、市税の増収は期待されるものの、老朽化している公共施設の維持・改修や新たな事業への対応などがあり、現在行っている事業への財政的な影響も懸念されます。

今後も、持続的・発展的な行政運営を続けていくためには、中長期的な財政計画に基づき、安定した財政基盤の確立と財源配分の重点化、効率化を図り、義務的経費の抑制や財源の最適配分等により、財政の健全性を維持していく必要があります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・税金の使途や財政状況について関心を持ちます。

事業者の役割

- ・税金の使途や財政状況について関心を持ちます。

行政の役割

- ・税の効果的、効率的執行に努め、財政状況を分かりやすく伝えます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
市税の収納率向上を図ります	税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納税の啓発と滞納整理の促進により、市税の収納率の向上を図ります。
適正な財政運営を行います	次代に過度の負担を強いることがないように、地方債の適正管理を行い、税金の使途やその成果など、財政状況について市民に分かりやすく公表します。
財産の適正管理を行います	公有財産の適正管理を図るため、遊休財産については、積極的に活用又は処分を行います。
公共施設マネジメントを行います	公共施設等（建築物、道路、橋梁、河川、公園等）の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、計画的改修・更新を図り、公共施設等の延命化、最適化の検討を行います。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
未利用地の面積	23,415 ㎡	21,400 ㎡
市税の収納率（現年分）	98.8%	99.0%

第4章 分野別計画

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 5 広域行政を推進します>

【取組担当課】

総合政策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

周辺自治体との連携を図りながら、新たな広域行政の在り方についての検討が進んでいます。

【取組の方針】

交通網や情報通信網の発達に伴い、市民の日常生活圏や経済圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、環境や福祉など広範な分野において、広域的な行政間の交流がますます重要になっています。

鳥栖市は、佐賀県と福岡県の境界部に位置し、県境を越えた3市1町において筑後川流域クロスロード協議会⁷³による広域連携を進めています。また、九州の中心部に位置し、交通の要衝である鳥栖市がこの圏域を牽引していく役割を担いつつ、さらに広域的な都市間連携を図り、ヒト、モノ、情報、文化が活発に交流する都市として、九州の拠点としてふさわしいまちづくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・周辺自治体の市町の住民と交流し、親睦を深めます。

事業者の役割

- ・周辺自治体の市町の住民と交流し、親睦を深めます。

行政の役割

- ・周辺自治体に関する情報を積極的に提供します。
- ・住民サービス向上につながる周辺自治体と連携した取組を進めます。

⁷³ 筑後川流域クロスロード協議会：鳥栖市、久留米市、小都市、基山町の3市1町で構成され、このエリアが高速道路の九州自動車道と大分・長崎自動車道が交わるクロスポイントに位置するという利便性を活かし、経済・行政・文化・スポーツなど広範な連携と交流を通して、県境を越えた地域の一体的な発展を図ることを目的とした任意の協議会

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域間交流・広域連携の取組を進めます	行政境等を越えた地域の住民同士が、文化・スポーツ面での交流を通じて、市民生活の向上を図るとともに、都市機能の分担と補完の観点から、鳥栖市単独ではなく広域的に取り組むことで、より高い効果が期待できるものについて、周辺自治体との連携を図りながら取り組んでいきます。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
広域連携事業数	10 事業	12 事業